

2008. 2. 21

佐川克弘

天ヶ瀬ダムの利水容量に関する質問

- 1) 現在、天ヶ瀬ダムの水道用水利権は京都府に与えられている $0.9 \text{ m}^3/\text{s}$ (確定 = $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、暫定 = $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$) だと思いますが、ダムの利水容量（洪水期及び非洪水期）を教えて下さい。
- 2) かつて、京都府に与えられた水利権は $1.104 \text{ m}^3/\text{s}$ でしたが、そのときのダムの利水容量はどのように運用されていたのですか。教えて下さい。
- 3) 天ヶ瀬再開発に伴い、現在暫定水利権として許可されている $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ が確定水利権となった場合、利水容量は 1) の答えと同じになるのですか。もし変更されるのであれば、確定水利権に対応するダムの利水容量を教えて下さい。
- 4) 京都府が獲得していて未利用の水利権（桂川 = 0.28 、木津川 = $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 計 $0.58 \text{ m}^3/\text{s}$ ）を、琵琶湖開発で水利権を獲得している水利使用者（例えば大阪市）と交換した場合、天ヶ瀬ダムに残る京都府の水利権は $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ のみとなります。その場合ダムの利水容量はどうなるのでしょうか。また仮に利水容量を現状よりも減らすことができるとすれば、減った容量を治水容量として利用できるのではないかと思いますが、貴局の見解をお示し下さい。

以上